

1、Aに対する罪責

- (1) YはAの腹部を少なくとも暴行の故意を持って突き、その結果Aは加療2週間の傷害を負っているため、この行為は傷害罪(204条)の構成要件に該当する。
- (2) しかしかかる行為は、現にAに殴りかかっているXの身体を防衛するためのものであるから、急迫不正の侵害に対する防衛行為といえる。また、ゴルフクラブを用いているAに対してYは素手による突きを入れただけであり、その結果のAの傷害も加療2週間と軽微なものであるといえるため、防衛の程度も相当性の範囲内である。
そのため、Yには正当防衛(36条1項)が成立し、その違法性は阻却される。
- (3) したがって、YはAに対し、何らの罪責も負わない。

2、Bに対する罪責

- (1) YはBの後頭部に、少なくとも暴行の故意を持って回し蹴りを放ち、その結果Bは加療10カ月の傷害を負っているため、この行為は傷害罪(204条)の構成要件に該当する。
- (2) しかしかかる行為は、現にBに殴られているXの身体を防衛するためのものであるから、急迫不正の侵害に対する防衛行為といえるため、Yには正当防衛(36条1項)が成立しうる。
- (3) だが、Yは空手二段の腕前を持ちながらも、素手のBに対して後頭部に回し蹴りを思い切り放っているし、結果としてのBの傷害は加療10カ月という重いものとなっている。そのため、YのBに対しての行為は正当防衛ではなく、過剰防衛(36条2項)であると解すべきである。
- (4) したがって違法性は完全には阻却されず、YはBに対し傷害罪(204条)が成立する。なお、その刑は減免されうる(36条2項)。

第3 Xの罪責について

1、Aに対する罪責

- (1) XはA自身に対してなんらの行為を行ってはいないため、Xに傷害罪(204条)を認めることは困難である。しかし積極的加害意思に基づいてYに助けを呼ぶ行為に傷害罪の教唆犯(61条1項)が成立しないだろうか。
- (2) 本問では、たしかに、YにはXの「やってくれ」という言葉によってAに対する暴行の、少なくとも未必の故意が生じたともいえる。そしてその結果として、Aに加療2週間の傷害を負わせているため、YにはAに対しての傷害罪が成立しうる。
- (3) しかし上述のように、Yの行為はXの身体への急迫不正の侵害に対してこれを防衛する目的で行われたものであるから、このYの行為は正当防衛(36条1項)の防衛行為である。そしてYの防衛行為なのである。ゆえにYのAに対する行為の違法性は阻却される。
- (4) ここで、本問の検討にて論じた制限従属説にもとづいてXについての違法性を考えると、XにはAに対しての違法性が欠けることとなり、よってXには教唆犯が成立しないこととなる。
- (5) したがって、XはAに対してなんらの罪責も負わない。

2、Bに対する罪責

- (1) XはBに対してなんらの行為を行っていない以上、XにBに対する傷害罪(204条)は成立しない。では、Yに対して助けを求めた行為につき、過失傷害罪(209条)が成立しないだろうか。
- (2) 過失犯の成立には、行為に具体的予見可能性を前提とする結果回避義務違反を必要とすると解する(新過失論)。本問では、Xは素手で殴りかかってきたBに対して空手二段のYに助けを求めるという行為により、Yが自らを防衛する際にBに対して傷害を負わせるという結果について具体的な予見可能性はあったといえる。そしてそれでもなおXはYに対し「やってくれ」と頼んでいるので、結果回避義務違反も認められる。
- (3) また、上記Xの行為によってYが防衛に入り、YはBの後頭部に回し蹴りを放ってB加療10カ月の傷害の結果を負わせている。
- (4) したがって、XにはBに対する過失傷害罪(209条)が成立する。

、結論

以上より、XはBに対しての過失傷害罪(209条)、YはBに対しての傷害罪(204条)の罪責を負う。なお、Yの罪責は減免されうる(36条2項)。

以上